

川崎市平和館特定天井対策等検討業務委託仕様書

1 業務名称

川崎市平和館特定天井対策等検討業務委託

2 施設の概要

施設名称 川崎市平和館

場 所 中原区木月住吉町33-1市民文化局人権・男女共同参画室平和館

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造

階 数 地下1階地上2階

延べ面積 2,567.63㎡

竣 工 平成3年

特定天井該当箇所

屋内広場(339㎡ CH=7.7m) 平和館2階平面図(別紙1参照)

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務目的

本業務は、川崎市平和館の屋内広場の特定天井について、現地調査を行い、改修方法の検討・立案を行う。また、関係機関との協議を図り、決定した改修案について基本計画の策定を行うもの。

(1) 現地調査

(2) 改修方法の検討・立案

(3) 基本計画の作成

5 業務内容

(1) 現地調査

竣工時の図面を基に、現地調査を行い現状把握に努めるとともに現状の天井の評価を行う。
評価に当たっては、できる限り定量的に評価し整理を行う。

(2) 改修方法の検討・立案

現実的に工事可能な2案の立案及び改修案について比較資料の作成

ア 膜天井・軽天井案

イ 天井材全撤去及び天井現し案

※上記についてイメージパースの作成共

(3) 概算金額算出等

上記案について実施設計委託料の概算金額を算出すること。

なお、検討、立案を行う際は、次の内容に留意すること。

ア 特定天井に関連する、空調ダクト、排煙設備、照明器具、消防設備等の機器部材について検討を行う。

イ 関係法令に適合させるため、関係機関と事前協議を行い関係法令の整理を行う。

ウ 同規模同用途の施設の改修実績を整理し参考とする。

(4) 基本計画の策定

決定した改修案の基本計画として次の内容についてとりまとめを行うこと。

ア 計画概要書

イ 基本計画図(意匠計画・構造計画・設備計画(電気・機械等)・仮設計画)

ウ 法令調査・各課協議報告書

エ 関係法令の協議資料

オ 改修に伴うアスベスト含有懸念建材の試料採取候補箇所図・一覧表

カ 工事概略工程表(施設の運営や避難通路を考慮し、仮設計画等と連動したもの)

キ 工事概算算出書(統括及び工事別の内訳書)計画は、以下の基準による。

(ア) 公共建築工事標準仕様書(建築・電気設備・機械設備工事編)及び各種関連基準最新版

(イ) 公共建築工事積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)及び各種関連基準最新版

6 業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに、次の各号に掲げる事項について業務計画書を作成し、提出しなければならない。また、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、変更業務計画書を提出しなければならない。

- (1) 主任技術者(現場代理人)の所属、氏名、生年月日、役職、保有資格、実務経験、同種・同類の実績
- (2) 担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、生年月日、役職、保有資格、実務経験、同種・同類の実績
- (3) 協力事業者の名称、代表者、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容(協力事業者がある場合)
- (4) 実施工程表
- (5) その他必要な事項

7 受託者の資格条件

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 令和2年度以降に業務が完了した、ホール、集会室などの用途の室・空間において特定天井改修設計、改修計画検討業務の実績を有すること。

- (2) 主任技術者は直接雇用された者を配置し、一級建築士の資格を有すること。
- (3) 建築士法の規定による次の資格を有する者が、定常的に本業務に関与すること。

ア 構造設計一級建築士もしくは同等の設計実績のある者

イ 設備設計一級建築士

8 成果品の作成【提出期限 令和8年3月31日】

(1) 現地調査報告書

(2) 改修方法検討・立案報告書

ア 各改修案の比較表(設備材を含む)

イ 各改修案の工程表

ウ 各改修案の実施設計概算金額

エ 各改修案のイメージパース

オ 関係法令事前協議書

カ 同規模同用途の改修実績報告書

キ 打合せ記録

ク 決定した改修方法の報告書(概要版共)

ケ その他必要とするもの

(3) 基本計画

ア 各計画表、計画図

イ 関係法令協議書

ウ 基本計画図

エ 工事工程表(案)

オ 概算工事費(統括及び工事別の内訳書)

カ 打合せ記録

キ その他必要とするもの

(4) 各報告書の体裁

ア A 4 版、チューブファイル等、横書き左綴じとし一冊にまとめて提出する。

イ 図面等はA 3 版又はA 4 版とする。

ウ 電子データ(PDF)にて提出すること。

(5) 基本計画原図の提出

基本計画策定に際し作成した各設計図のCADデータ(JWWDXF)及びPDFデータを提出する。なお、他の形式から変換した場合は、元データと比較し文字や線種、縮尺等に誤りがないか確認すること。提出後に誤りが見つかった場合は速やかに修正を行い再提出すること。

9 その他

(1) 業務について

- ア 業務上知り得た秘密は第三者に漏らさないこと。業務終了後も同様とする。
- イ 国等への補助金の申請等がある場合には、その手続きに対し協力すること。
- ウ 本業務の履行により、納入した成果品の所有権・著作権については、本市に帰属するものとする。

(2) 貸与資料

- ア 川崎市平和館新築工事図面
- イ その他本市が所有している図面等

件名 川崎市平和館特定天井対策等検討業務委託仕様書

